

放送を巡る諸課題に関する検討会
「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」開催要綱

1 背景・目的

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）を受け、ローカル局の経営基盤強化の在り方及び放送事業者の経営ガバナンスの確保等について検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に開催される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」と称する。

3 主な検討項目

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）を受け、ローカル局の経営基盤強化の在り方及び放送事業者の経営ガバナンスの確保の観点から、以下の事項を検討する。

- （1）放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し
- （2）放送事業者の経営基盤強化のあり方
- （3）AMラジオのあり方
- （4）放送事業者の経営ガバナンス強化

4 構成及び運営

- （1）本分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本分科会の構成員及びオブザーバーは、分科会長が指名する。
- （2）分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- （3）分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本分科会を招集する。
- （4）分科会長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （5）その他、本分科会の運営に必要な事項は、分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本分科会の庶務は、情報流通行政局地上放送課が放送政策課とともに、関係課と連携して行うものとする。

放送を巡る諸課題に関する検討会
「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」
構成員名簿

(敬称略、分科会長及び分科会長代理を除き五十音順)

(平成30年11月1日現在)

【構成員】

(分科会長)	たがや かずてる 多賀谷 一照	千葉大学 名誉教授
(分科会長代理)	なかむら いちや 中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
	いとう すずむ 伊東 晋	東京理科大学理工学部 教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	おく りつや 奥 律哉	株式会社電通 電通総研 フェロー
	かわしま ひろいち 川島 宏一	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	きた しゅんいち 北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
	こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授
	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	せき さちこ 関 幸子	ローカルファースト研究所 代表取締役
	そがべ まさひろ 曽我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
	たけい かずひろ 武井 一浩	西村あさひ法律事務所 弁護士
	ながた みき 長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
	なかむら しゅうじ 中村 秀治	株式会社三菱総合研究所 参与 営業本部長

(計14名)

【オブザーバー】

一般社団法人日本民間放送連盟
株式会社テレビ北海道
株式会社福島中央テレビ
名古屋テレビ放送株式会社
岡山放送株式会社
RKB毎日放送株式会社